

衆憲資第 24 号

硬性憲法としての改正手続
に関する基礎的資料

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会
(平成 15 年 4 月 3 日の参考資料)

平成 15 年 4 月
衆議院憲法調査会事務局

この資料は、平成 15 年 4 月 3 日（木）の衆議院憲法調査会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会において、「硬性憲法としての改正手続」をテーマとする参考人質疑及び委員間の自由討議を行うに当たっての便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法調査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、上記の調査テーマに関する諸事項のうち問題関心が高いと思われる事項について、衆議院憲法調査会事務局において入手可能な関連資料を幅広く収集するとともに、主として憲法的視点からこれに関する国会答弁、主要学説等を整理したつもりですが、必ずしも網羅的なものとはなっていない点にご留意ください。

この資料中の《国立国会図書館作成資料》は、高見勝利先生（国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室主任・北海道大学名誉教授）が参考人として意見陳述をなされるに当たり、国立国会図書館の調査及び立法考査局政治議会課憲法室において、その参考資料として作成したものです。

【目 次】

憲法改正の意義

1 総 論	1
2 憲法の最高法規性	2
3 最高法規性を担保する手段	4

96 条についての論点

日本国憲法第 96 条と憲法改正手続	7
A 改正案の発議権の所在（内閣の発案権の是非）	8
B 審議（本会議）の定足数等	11
C 「総議員の 3 分の 2」の意味 - 議員定数が現在議員数か	12
D 国会から国民への発議の方法	14
E 国民投票の方法	15
F 国民投票の「過半数」の意味	18
G 公布の形式	19
（附）憲法改正のための国民投票制度等の策定の動き	22

憲法改正の限界

1 権力の段階的構造	26
2 人権の根本規範性	27
3 改正の限界の内容	27

憲法の変遷

《国立国会図書館作成資料》	
憲法改正手続の類型	33
諸外国の憲法改正回数	40

憲法改正の意義

1 総論

第96条 この憲法の改正は、各議員の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

「憲法改正とは、憲法所定の手続に従い、憲法典中の個別条項につき、削除・修正・追加を行うことにより、または、新たなる条項を加えて憲法典を増補することにより、意識的・形式的に憲法の変改をなすことをいう。このように憲法改正は、憲法典の存続を前提としてその個々の条項に変改を加えることを意味し（部分改正）、もとの憲法典を廃して新しい憲法典にとってかえる行為を行為を含まないのを原則とする。後者の場合は新憲法の制定であって、通常法的連続性の断絶を意味する。ただ、憲法の中には新しい憲法典にとってかえる行為をも改正として捉え、これを明記するものがある（1874年のスイスの憲法がその例で、「全部改正」と「部分改正」とが共に可能な旨明記しその手続を別々に規定している¹。アメリカ合衆国憲法は、改正の一方法として憲法会議のことについて定めているが、レーヴェンシュタイン²によれば、間接的に「全部改正」の可能性について規定したものとされる。）」（『憲法』〔第三版〕佐藤幸治 34頁）

1 全部改正の手続を定めるスイス憲法の条文

第193条（全面改正）

連邦憲法の全面改正は、これを、国民または両院が提案し、もしくは、連邦議会が決議することができる。

国民によるイニシアティブが出され、または、両院が一致しなかった場合には、国民が、全面改正を成就させるかどうかを決定する。

国民が全面改正をおこなうことに同意した場合、両院議員を新たに選挙する。

国際法の強行規定は、〔連邦憲法改正によって〕これを侵害してはならない。

スイス憲法は1999年に全面改正がなされたが、全面改正後の憲法においても、全面改正の際の手続が規定された。上記は、その条文である。

2 Karl Loewenstein (1891~1973)

比較憲法および比較政治機構論の世界的権威として知られている。ドイツに生まれ、ワイマール期のドイツで法律の実務家および学究として活躍した。1933年のナチスの政権獲得とともにドイツを追われてアメリカに渡り、エール大学・アーマス大学で教鞭を執った。我が国には、1961年にフルブライト客員教授として来日し、京都大学で1年間、比較政治機構論および比較憲法論の講義を行った。

2 憲法の最高法規性

(1) 形式的最高性

「憲法が国法秩序の段階構造において最も強い形式的効力をもつ規範であることは、憲法の改正に通常法律の改正の場合より困難な手続を要求している硬性憲法においては、言わば当然のことであり、それを明示する規定が存在すると否とにかかわりない。したがって、たとえば日本国憲法 98 条 1 項も、硬性憲法であることを明らかにした 96 条から当然に導き出される結論を確認する意味にとどまる。それ自体に独自の積極的意味があるわけではない。こう解すれば、形式的効力の点で憲法が法律以下の国内法に対して最上位にあること、これを形式的最高性と呼べば、この形式的最高性は、成文硬性憲法のコロラリーであり、憲法が国の最高法規であることの本質を示すものではないということになる。」(『憲法学 憲法総論』芦部信喜 55 頁)

(2) 実質的最高性

イ 形式的最高性を基礎づけるもの

「憲法は、……本来は、人間の権利・自由をあらゆる国家権力から不可侵なものとして保障するという理念に基づいて、その価値を規範化した、国家権力に対する法的制限の基本秩序である。こういう「自由の基礎法」であるところに最高法規性の実質的根拠がある。」(『憲法学 憲法総論』芦部信喜 56-57 頁)

ロ 97 条の意味と価値の序列

「第一の問題は、基本的人権の永久・不可侵性を確認している日本国憲法 97 条が「最高法規」の章に置かれていることの意義である。憲法 11 条とほぼ同趣旨の規定であるうえに、「最高法規」の章にあること自体、「結びつきは自然でない」とか、「その位置を誤ったもの」であるとか、いう批判もある。

……実質的最高性の原則があって初めて、形式的最高性を確認した 98 条 1 項が導き出されるという、密接な憲法思想史的関連を考えると、それを明示する 97 条が「最高法規」の章の冒頭に存在することは、11 条と異なる独自の重要な意味を有すると言わねばならない。そこには英米法の「法の支配」の原理の端的な表現を見出すことができる。「一見して脈絡を欠く条項の集合のごとく感ぜられる」最高法規の章も、「『法の支配』の表現としては統一した意味をもつのである。」(『憲法学 憲法総論』芦部信喜 57-58 頁)

日本国憲法 96 条及び 97 条と 98 条の関係

<p>日本国憲法の条文 第 9 章 改正 第 96 条 この憲法の改正は、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。 略</p>	<p>〔硬性憲法の規定〕 形式的最高法規性 98 条へ</p>
<p>第 10 章 最高法規 第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に耐へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。</p>	<p>最高法規性の総則的規定 〔「法の支配」³を表す文言〕 実質的・最高法規性 98 条へ</p>
<p>第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。 略</p>	<p>形式的・実質的・最高法規性から当然に導き出される結論</p>

「第二は、実質的・最高法規性を重視する立場は、憲法規範を価値序列と考へ、その核心的価値である「個人尊重」の原理とそれに基づく人権の体系を憲法の根本規範と解するので、憲法規範に価値の序列が存在することを当然に認めることである。憲法を作る権力が憲法によって作られた権力と別に存在するという立場からは、憲法制定権 憲法改正権(制

3 法の支配 (rule of law) の原理

法の支配の原理は、中世の**法優位の思想**から生まれ、英米法の根幹として発展してきた基本原理である。それは、専断的な国家権力の支配(人の支配)を排斥し、権力を法で拘束することによって、国民の権利・自由を擁護することを目的とする原理である。ジェイムズ 1 世の暴政を批判して、クックが引用した「**国王は何人の下にもあるべきではない。しかし神と法の下にあるべきである**」というブラクトンの言葉は、法の支配の本質をよく表している。

法の支配の内容として重要なものは、現在、憲法の最高法規性の観念、権力によって侵されない個人の人権、法の内容・手続の公正を要求する適性手続、権力の恣意的行使をコントロールする裁判所の役割に対する尊重、などだと考えられている。

「法の支配」にいう「法」とは、単に議会が制定した成文法にとどまらず、内容が合理的でなければならないという実質的要件を含む観念(一定の価値観を有するもの)であり、ひいては人権の観念とも固く結びつくものである。**日本国憲法 97 条の文言は、まさにこのことを示している。**

度化された憲法制定権) 一般の国家権力(立法・司法・行政)という段階構造が認められなければならないので、この点からも、憲法規範は価値の位階秩序とすることができるのである。

以上のような最高法規に関する理論は、人権の領域では、たとえば「二重の基準」⁴の理論と結びつくほか、憲法改正の限界の有無に関する論議に決定的とも言える意味を持つ。」(『憲法学 憲法総論』芦部信喜 59頁)

3 最高法規性を担保する手段

(1) 憲法保障制度

「憲法の最高法規性は、ときとして、法律等の下位の法規範はじめ権力保持者の違憲的な行為によって脅かされ、あるいはゆがめられる、という事態が生じる。そこで、このような憲法の崩壊を招く政治の動きを事前に抑止し、または事後に是正するための装置を、あらかじめ憲法秩序の中に設けておかなければならない。憲法にその実効性を担保する制度が存在しないかぎり、真に「法の支配」の原理を表現した憲法とすることはできないのである。この装置ないし制度を一般に、憲法保障制度と言う。」(『憲法学 憲法総論』芦部信喜 60-61頁)

憲法保障制度の例

イ 憲法自身に定められている制度(組織化された制度)

公務員に対する憲法尊重擁護の義務づけ(99条)、権力分立制(41条、65条、76条1項)、硬性憲法の技術(96条)及び事後的救済措置としての違憲審査制(81条)

ロ 憲法には定められていないけれども超憲法的な根拠によって認められると考えられる制度(組織化されない、又は組織化できない制度)

抵抗権や国家緊急権

4 二重の基準

「人権のカタログのなかで、**精神的自由は立憲民主政の政治過程にとって不可欠の権利であるから、それは経済的自由に比べて優越的地位を占める**とし、したがって、人権を規制する法律の違憲審査にあたって、経済的自由の規制立法に関して適用される「合理性」の基準は、精神的自由の規制立法については妥当せず、より厳格な基準によって審査されなければならないとする理論である。」(『憲法 第三版』芦部信喜 100頁)
憲法上、権利や自由の内容・種類によって価値に序列があることをその出発点とする。

(2) 硬性憲法の意義

「憲法には高度の安定性が要求されるが、反面また、政治・経済・社会の動態に適応する可変性も必須の条件である。

……この安定性と可変性という相互に矛盾する要請を調和させる憲法的技術が、硬性憲法だと言うことができる。憲法規定は一般に簡潔で将来の社会情勢の発展に対して開かれた形になっている場合が少なくないが、それだけでは政治・経済・社会の動態に適応することは不可能であるから、安定性の要請を充たしつつ時代の動態に合法的に応えるためには、特別に困難な手続による憲法改正を認めておかなばならないのである。

もっとも、困難な改正手続といっても、硬性度は国により時代により異なる。いかなる機関が改正を決定するかという観点から近代憲法の硬性の程度を類型化すれば、次の三つに大別される。

議会で決定する型 この典型は戦前のドイツ憲法である。憲法は「立法の方法」で改正される建前がとられ、定足数と表決の要件が通常の場合よりも加重されているにとどまる。西欧諸憲法では、この要件に、同一議会または異なる議会による再議決という特別の要件を付加するものが多い。

特別の憲法会議で決定する型 この典型はアメリカ合衆国と革命期フランス諸憲法である。あらゆる憲法改正について必ず会議を設置する国と、特定の場合（例、憲法の全部改正）にだけ設置する国とがある。また の方式を併用したり、議会による議決のほかに憲法会議の承認を要求したりする憲法も少なくない。

国民投票で決定する型 議会の議決した改正案を国民投票に付し、国民が成否を決定する制度で、アメリカ諸州とスイスにその典型がみられる。国民の憲法制定権力の思想を純粹に具体化した方式と言えるが、特定の機関（元首、政府、一定数の国会議員、または一定数の国民等）が要求した場合にだけ投票に付す任意的国民投票制をとる憲法（例、イタリア、第四共和制のフランス）もあれば、あらゆる場合に強制的国民投票を要求する憲法（例、日本、スイス）もある。

いずれの方式が妥当かは、時代により国により異なるが、憲法の最高法規性の観念が強固であれば、 または の方式を採るのが自然である。ただ、あまりに硬性度を強めると、可変性が少なくなるので、憲法が違憲的に運用される事態を招くおそれが大きくなるし、反対に、硬性度を弱めると、憲法保障の機能が失われてしまう。

日本国憲法は、……諸国に比べて硬性の度合がかなり強い。」（『憲法学 憲法総論』芦部信喜 67-70 頁）

【不文の硬性憲法】

硬性憲法と軟性憲法の区別について、...憲法典の改正の難しさに限らず、1789年の革命以前のフランスにおける王国の基本法（lois fondamentales du royaume）のように、不文の憲法原則であっても、それが変更不可能と考えられている場合には硬性憲法と考えるべきだとの見解がある（デュヴェルジェ・フランス憲法史 39頁）。

しかし、このような考え方からすると、イギリスのように国会主権の建前をとり、いかなる法であっても国会がこれを変更しうるとの憲法原則をとっている場合には、その原則自体が不文の硬性憲法だということになる。そうすると、イギリスも実は軟性憲法の国ではなく、「憲法は軟性であるべきだ」という硬性の憲法原則を持つ国と考えるべきことになる。そのとき、軟性憲法の国家なるものは果たして存在しうるであろうか。

（『憲法 第2版』長谷部恭男 24頁）

96条についての論点

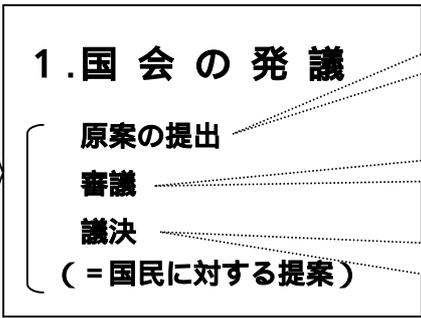
＜図説 日本国憲法第96条と憲法改正手続＞

（日本国憲法第96条）

（改正手続）

（憲法上の主な論点）

第1項
この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。



- A 原案の提案権の所在 (p8)
- B 審議の際の定足数等 (p11)
- C 「総議員の三分の二」の意味 (p12)
- D 発議の方法 (p14)

この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。



- E 国民投票の方法 (p15)
- F 国民投票の「過半数」の意味 (p18)

第2項
憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。



- G 公布の形式等 (p19)

A 改正案の発案権の所在（内閣の発案権の是非）

改正案の発案権（提案権）が国会議員にあることには異論がないが、内閣にあるか否かについては、以下の諸説がある。

発案権は認められるとする説：

- ・「国会が発議する」とは、発案者が議員に限られることを当然には意味しない。
- ・内閣の発案権を認めても国会審議の自主性は損なわれず、また、議院内閣制における国会と内閣との「協働」関係から見て不思議なことではない。
- ・96条の改正手続の重点は、国民主権に基づく国民投票制度にあるため、原案の発案権の所在について特に内閣を排斥する必要はない。
- ・内閣法5条が、内閣総理大臣が提出する議案の中に憲法改正案を含めていないのは、通常の議案と異なり、提出されることが少ないからである。

<この立場に立つ学説>

「憲法は、内閣が法律案または憲法改正案の発案権を有する旨をはっきり規定していないが、それを禁ずる趣旨とは解されにくい。したがって、内閣が法律案の発案権を有すると解した従来の先例は正当であり、それと同じく、内閣は憲法改正案の発案権を有すると解するのが正当である。」

「…（この）説を正当としよう。」

一方において、立方技術的に、施行の衝にあたる内閣からの発案が実際的に望ましい場合が多いし（先例における内閣提出の法律案の有する量的および質的な重要性はこれを示してあまりある）、他方において、内閣に発案権をみとめたところで、各議院は、これに対して完全な修正権をもち、少しもその自主的審議権を害されるおそれはない。このことは、法律案についても、憲法改正案についても、同じに考えていい。両者を特にこの点で区別すべき十分な理由は見出されない。

しかし、内閣総理大臣は、国会議員でなくてはならず（67条）、国务大臣の過半数も国会議員でなくてはならない（68条）という制度のもとでは、かりに内閣にこれらの発案権がないとしても、国会議員たる国务大臣が、議員としての資格で、その属する議院に、実際的に内閣でつくった法律案なり、憲法改正案なりを発案することはできるのであるから、かりに（この）説が否定されるべきものだとしても、それと同じ効果を実際にもたらすことは、十分可能である。この意味において、…諸説のいずれを正しいとするかは、実際には、あまり重要な問題ではないだろう。」（『全訂日本国憲法』宮沢俊義著 芦部信喜補訂 日本評論社 1981年 p792-793）

発案権は認められないとする説

- ・憲法改正案の「発案」は、「発議」の手続の一部をなすため、発案権は国会議員のみが持つ。
- ・憲法改正案の発案権を法律案の提出権と同じに考えるのは、憲法と法律との形式的・実質的な相違をあいまいにする解釈である。

- ・ 国民主権原理の下では、憲法改正権を持つ国民を代表する国会議員にのみ発案権が与えられている。

<この立場に立つ学説>

-a 法律案については内閣の提案権を認める説：

「...内閣に、法律案の提出権はあるが、憲法改正の発案権はないという見解をとりたい。なぜならば、本条の「国会が、これを発議し」というのは、直接には、各議院の三分の二以上の賛成で国会が全体として憲法改正の発議をすることを規定しているのであるが、この規定は、憲法改正の発議が、はじめから、政府からは独立して、国会の内部だけの手続によってなされなければならない、という意味までを含んでいると見るのが妥当だからである。すなわち、憲法改正の「発案」は、「国会が、これを発議し」という場合の「発議」の手続の一部をなすものといってよい。したがって憲法改正の発案権は国会議員のみがもつものであって、第 72 条の内閣の議案提出権は、憲法改正案については、本条によって排除されるのである。

この問題は、憲法の本質を把握する上には重要な問題であるが、実際上の重要性はそれほどもっていない。内閣が憲法改正案を発案しようと思えば、大臣から議員の資格で発案させるか、与党の議員から発案させることができるからである。さらにまた、内閣で憲法改正委員会を作ることも適当ではないかもしれないが、違憲だとはいえないと思われる。」(『**註解日本国憲法**』下巻(2) 法学協会編 有斐閣 昭和 28 年 p1443)

-b 法律案についても内閣の提案権は認められないとする説：

「...法律の発案の場合と同様に、憲法改正の発議(憲法改正案の決定)は、行政作用ではなく、しかもその発議権を国会に専属させているところからすれば(原案の発案も発議の一環をなすことは否定できない)その発議権が内閣に認められるためには、そのための明示的規定が必要であること、憲法は内閣の発案権を明示していないこと、などを理由として、認められないとするものである。」

「...(この)立場が支持されるべきであろう。...憲法改正の場合にも、法律についての政府発案否定論による批判が原則としてすべて憲法改正案の政府発案肯定論に妥当すると考えられるからである。議院内閣制の故に、憲法が明示していない重大な権限を内閣に認めることができるとはとうてい解されないこと、憲法改正案の原案の発案が行政作用ではなく、しかも国会による憲法改正の発議が原案の発案・審議・議決の過程を含むと解されるのに(原案の発案の過程を含まないとすると議員による原案の発案も合理的には説明できなくなる)憲法が内閣の発案件について一切言及していないこと、72 条は、内閣の権限を定めるものではなく、内閣総理大臣が内閣を代表して他の憲法規定で内閣に認められている権限を行使する旨を定めているにすぎないから、これを内閣による憲法改正原案提出の根拠とすることができないこと、日定論には実益がないとする肯定論の論拠も薄弱で、内閣に発案権が認められないことになれば、内閣のもとで憲法改正の準備作業を進めることは許されないことになり、そのための機関、人員、予算を内閣のもとにおくこともできなくなること、などが考慮されるべきであろう。」(『**憲法 統治の機構**』杉原泰雄 有斐閣 1989 年 p229-230)

< 関連する国会論議 >

第 75 回国会・衆議院法務委員会 (S50.5.14)

玉置一徳委員 (民社) 三木総理にお伺いしたいのでありますが、憲法九十九条の問題で物議を醸しておるわけでありましたが、そこで三木総理は、三木内閣は憲法改正を発議しないのだ、こうしばしば言明されております。そこで伺いたいのは、九十六条によれば、当然国会にこの発議権があるのは御承知のとおりであります、三木総理のおっしゃっておる言葉は、発案権は国会にも内閣にも普通の法律案と同様にあるのだ、こういう解釈の上に立って、その発案をいたしませんということでありませうか、どうですか。

三木内閣総理大臣 憲法改正の発議権が国会にあることは明らかです。「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を國會に提出し、」という規定がありますね。その中に、**憲法改正の提案も議案のうちの重要なものであるから、内閣に提案権はある**という考え方のもとに、三木内閣はそういう考えを持っていないと申しておりますのでございます。

第 93 回国会・衆議院法務委員会 (閉会中審査) (S55.12.18)

戸塚進也委員 (自民) ...私の感じでは、国会で発議ということは、議員たちが発議するという場合もあるけれども、しかし内閣の方から憲法改正はこのように願いたいということで提案されるというような場合も当然考えられると思うが、この点いかがでございませうか。これは法制局長官。

説明員 (角田禮次郎内閣法制局長官) 正確に事柄を分けてお答えをしなければいけないと思いますが、憲法九十六条には「各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、**国会が**、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」ということが書いてあります。これはいわゆる発議権と申しますが、これは国会に専属していることは、いま申し上げた規定の上から見ても明らかであります。ただ、国会においてその改正案を審議されるもとになる案を国会に出す権限、これを発議権と区別して申し上げますと提案権になるわけでありましたが、そういう提案権は議員がお持ちであることは当然でありますけれども、**政府もまたそういう提案権を持っている**ということは、**従来から政府の一貫した解釈**でございませう。

第 151 回国会・参議院憲法調査会 (H13.6.6)

平野貞夫委員 (自由) ...例えば国会法で憲法改正原案は内閣に提出権はないんだというふうに書けますか。それは憲法違反になりますか、その意見は。

参考人 (阪田雅裕内閣法制局第一部長) 政府の立場としては違憲であるというふうに申し上げざるを得ないと思います。

平野貞夫委員 (自由) 内閣に憲法改正原案の提出権があるかないかということは最終的には私は国会の判断だと思っただけけれども、いかがでございませうか。

参考人 (阪田雅裕内閣法制局第一部長) 違憲であると申し上げざるを得ないということではあります、仮に今、平野先生御指摘のような**国会法の改正がなされ、そこで政府原案の提出、提案権を否定される**ということでありませうれば、それは法律を誠実に執行する義務をまた国は、政府は負うわけでありませうから、その国会法の規定を尊重して対処することになるかと思っただけでございます。

B 審議（本会議）の定足数等

（１）審議（本会議）の定足数

一般の議事の場合は総議員の 3 分の 1 以上の出席を要する（56 条 1 項）が、憲法改正については、「発議」が 3 分の 2 以上の賛成を要すると規定するのみである。（大日本帝国憲法においては、議事の定足数について 3 分の 2 以上の出席を要すると規定されていた。）

定足数は法律によって定め得るとする説

- ・憲法上特別の規定がないため、通常の議案と同様、総議員の 3 分の 1 以上である。
- ・3 分の 1 以上とするか、それより加重するかは、法律で具体的に定め得ると解すべきである。

憲法改正案の議決と同様に、3 分の 2 以上を要するとする説

- ・憲法改正を通常の議事と同様に扱うことは適当と思われず、また、「3 分の 2」以上という発議要件は 3 分の 1 以上の定足数では満たすことはできない。発議条件の「3 分の 2」以上とは、同時に議事・議決の定足数をも併せ意味する。
- ・審議の重大性から、通常の議事の場合より多数の議員の出席が求められるべきである。また、大日本帝国憲法においては規定されていたことも考慮されるべきである。

<この立場に立つ学説>

「…旧憲法第 73 条は、この定足数を総議員の 3 分の 2 と定めていたが、本条には定足数についての規定がない。そこで議事・議決の定足数を総議員の 3 分の 1 とする第 56 条の規定が、憲法改正の場合にも適用されるか、という疑問が起こってくる。しかし、議決をするには議案を可決する可能性がなければ無意味であり、憲法改正の発議には総議員の 3 分の 2 以上の賛成が必要とされているのであるから、この場合には総議員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議決をすることができないと考えられる。議事の定足数は第 56 条通りに 3 分の 1 としてもよいとも思われるが、審議を慎重にし議論をつくす上からやはり総議員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開くことができないと解すべきであろう。したがって憲法改正案の審議については、第 56 条の適用は排除され、議事・議決の定足数は、旧憲法 73 条におけると同様に、ともに総議員の 3 分の 2 ということになる。」（『註解日本国憲法』下巻（2）法学協会編 有斐閣 昭和 28 年 p1444）

（２）憲法改正案に係る衆議院の優越

- ・憲法改正の発議については、各議院は対等であり、衆議院の優越は認められない。

- ・それは、憲法改正の発議の成立を困難とするためと、憲法改正は、ことからの性質上、できる限り両議院の意思の一致を得て行うべきという判断が働いたためと考えられる。

<学 説>

「各議院」は、本条に関しては、対等な地位を有する。衆議院は、…参議院の意志をふみ超えることができないと解される。

本条が、なぜ衆議院に参議院に対する優越を認めていないのか、理由は必ずしも明白ではない。おそらく、それによって憲法改正の成立を少しでもむずかしくしようとしたのであろう。この場合、衆議院に参議院の意志をふみ超える可能性をみとめないことは、それだけ憲法改正案が両議院をとることを困難ならしめる効果を有するからである。」(『全訂日本国憲法』宮沢俊義著 芦部信喜補訂 日本評論社 1981年 p789)

「各議院」とは、いうまでもなく衆議院および参議院を指す。本条の憲法改正の発議については、各議院は対等であり、衆議院の優越は認められていない(法律の議決についての59条、予算の議決についての60条、条約の承認についての61条、内閣総理大臣の指名についての67条の場合とは異なり、衆議院の優越は定められていない)。この結果、憲法改正の発議の成立が困難となるのであるが(参議院議員の3分の1が反対すれば国会が憲法改正の発議を行うことはできない)本条が憲法改正の発議に限って衆議院の優越を認めないこととしたのは、憲法改正は、ことからの性質上、できる限り両議院の意思の一致をえて行うべきであり(このことは国民の間においてもできる限り意見の一致を得て行うべきであることをも意味する)両議院の意思が一致しないままで衆議院が参議院の意思を排除して、国会の意思とするという方法はとるべきではないとしたものと解される。」(『憲法(下)〔新版〕』佐藤功著 有斐閣 1984年 p1256)

C 「総議員の3分の2」の意味 議員定数が現在議員数が

議員定数とする説

- ・欠員数が常に反対の投票したものと扱われることになってしまうという批判もあるが、96条1項がきわめて厳しい特別多数の要件を設け、憲法改正の発議を困難ならしめている憲法精神には議員定数と解するほうが適合する。
- ・56条1項の「総議員」は、実務上、議員定数と解して運用されている。

<この立場に立つ学説>

「...これについては、法定数と解する説と、法定数から辞職・死亡その他の理由による欠員を除いた現在員の総数を意味するとする説が対立している。...現在員の総数説は、法定数説の場合には欠員数がつねに反対の投票をしたものとして扱われることを理由としている。」

「96条1項が、きわめて厳しい特別多数を要件とし、衆議院の優越をも認めず、憲法改正の発議を異常なまでに慎重ならしめているところからすれば、現在員の総数説の指摘する問題点は、憲法の趣旨に適合するものでこそあれ、それに反するものではない。法定数説が支持されるべきであろう。なお、「総議員」の意味は、憲法56条1項でも問題となるが、両議院とも法定数と解釈して運用している。」(『憲法 統治の機構』杉原泰雄 有斐閣 1989年 p230-231)

辞職・死亡等を除いた現在議員数とする説

- ・ここにいう「総議員」とは、議員の法定数から欠員を引いた数と解すべきである。
- ・これを「議員定数」と解すると、欠員数だけの議員が、常に反対の投票をしたのと同じに取り扱われることになってしまい、妥当でない。

<この立場に立つ学説>

「...二つの説が考えられる。

[法定数説:]各議院の法定数をいう。

[現在議員数説:]各議院に現に在職する議員の総数をいう。したがって、議員中に、辞職・死亡その他の事由により欠員があり、それが補充されない場合、その数は、ここにいう「総議員」には算入されない。「総議員」とは、ここでは、議員の法定数から欠員を引いた数である。」

「...本条の趣旨からいって、[現在議員数説]を正当としよう。[法定数説]によると、欠員数だけの議員が、つねに反対の投票をしたのと同じに取り扱われることになるが、これは妥当ではあるまい。(もっとも、[現在議員数説]によっても、欠席議員は、その意志いかんにかかわらず、つねに反対の投票をしたのと同じに取り扱われるのであり、その点は、立法論としては問題になるが、本条が特に「出席議員」(55条、57条、58条、59条)と区別して「総議員」としている以上、それはやむを得ない。また、その場合は、その意志いかんにかかわらず、反対の投票をしたのと同じに取り扱われるのを欲しない議員は、出席して明白にその意志を表示することによって、その不便を除くことができるから、その不合理・かりにそうであるとしても - は、[法定数説]の場合にくらべて、はるかに小さい)。

ここにいう「総議員」の意味は、憲法第53条(臨時会要求に必要な議員数)および第56条(定数計算の基礎となる議員数)と同じである。」(『全訂日本国憲法』宮沢俊義著 芦部信喜補訂 日本評論社 1981年 p790)

現在議員数説をとりつつ、どちらとも各議院において定め得るとする説

- ・ここにいう「総議員」とは、現在議員数と解するのが妥当であろうが、これは厳密な趣旨において理解すべきものとまではすべきではなく、この問題は、各議院において定め得ると解することもできる。

<この立場に立つ学説>

「ここに「総議員」とは現に在職する議員の総数と解するのがおそらく妥当と思われる。各議院の議員の法定数と解する説も有力であるが、そう解すると、欠員数

だけの議員がつねに反対投票をしたのと同じように扱われる結果になるからである(その意味では、53条および56条にいう「総議員」も同様に解すべきであろう)。もっとも、「総議員」の意味について、議員の法定数と解し、実際にそういう扱い方をすれば、違憲と断じ去らなければならないというほどの厳密な趣旨において理解すべきものでもあるまい。また、この問題は、院内事項として合理性を失わぬ限り各議院において定めうると解する余地があろう。」(『注釈日本国憲法』下巻 樋口陽一 = 佐藤幸治 = 中村睦男 = 浦部法穂共著 青林書院 昭和63年 抜粋部分は佐藤が担当 p1462)

D 国会から国民への発議の方法

- ・憲法改正案が、各議院で可決されたときに、その案が国会によって「発議」されたことになる。憲法改正の発議とは別に、国民に対する提案という行為がなされるわけではない。

<学 説>

「ある憲法改正案が、衆議院及び参議院の各々で、その総議員数の三分の二以上の多数で可決されたときに、その案が、国会によって「発議」され、「国民に提案」されたことになるのである。」(『全訂日本国憲法』宮沢俊義著 芦部信喜補訂 日本評論社 1981年 p791)

「国会による憲法の発議とは、主権者たる国民に対するもので、国民の承認に付すべき憲法改正案を決定することをいう。」(『憲法 統治の機構』杉原泰雄 有斐閣 1989年 p228)

「議員から憲法改正案が発案されると、それは一般の議案と同様の手続によって審議される。これに対して本条は、旧憲法第73条のように出席議員の三分の二以上の多数の議決を求めているのではなく、ただ、各議院の総議員の三分の二以上の賛成を要求しているにすぎないから、必ずしも本会議にかけて議決する必要はなく、定数以上の議員が憲法改正案に賛成の署名をした場合にもそれで国会の発議があった、とする見解も、成り立つ可能性がある。しかし、「国会」なる概念は単に国会議員の総体を意味するのではなく、合議体としての機関を意味するものであり、所定の手続によって議事を行い議決するのでなければ国会の活動とは言えない。また実質的にみても国会の行動はすべて国民の眼前で行われるべきであり、また議員の自由な討議を経て決せられるべきである。そしてこのことは、憲法改正のようなきわめて重要な問題についてとくにそうであり、さらにまた、国会における論議は国民投票の際の重要な参考となる。したがって、この場合の議員の賛成は、署名などの方法によらず、本会議の議場における表決によって表明されなければならない。発案者たる議員も、議決の際に欠席していれば、賛成の数に算入されない。」

「...国会は、憲法改正案の可否について議決するのではなく、憲法改正の発議の可否について議決するわけである。そして憲法改正の発議が可決されたときに、国民に対して憲法改正が提案されたことになるのである。憲法改正の発議と別に、その国民に対する提案という行為がなされるわけではない。」(『註解日本国

憲法』下巻(2) 法学協会編 有斐閣 昭和 28 年 p1443-1446)

「憲法は、「発議」のほかに「提案」という別個の行為の必要を示しているかのごとくである。が、この点については、各議院が憲法改正を可決すれば、それが「発議」であり、かつ国民に対する「提案」の意思表示でもあるとか、「発議」には「提案」が含まれているとか、通常説明され、「発議」という行為のほかに「提案」という別個の行為が要求されているわけではないとされている。」(『注釈日本国憲法』下巻 樋口陽一 = 佐藤幸治 = 中村睦男 = 浦部法穂共著 青林書院 昭和 63 年 p 1465-1466 抜粋部分は佐藤が担当)

E 国民投票の方法

- ・「特別の国民投票」とは、憲法改正のため特別に行われる国民投票のことである。
- ・「国会の定める選挙」とは、「特別の国民投票」に代替しうるような選挙、すなわち全国的規模で行われる衆議院議員総選挙か参議院議員の通常選挙に限られる。ここで行われる「投票」は、国会議員の選挙と同時に行われるが、あくまで、その選挙とは別の手続である。

<学 説>

「...「特別の国民投票」とは、憲法改正のため特別に行われる国民投票のことで、かかる国民投票があるのは、事柄の重大性に鑑みてのことであって、最高裁判所裁判官の国民審査の場合と異なるところである。もっとも、この憲法は、この「特別の国民投票」だけによるのは実際上不便とみたのか、「国会の定める選挙の際行われる投票」というもうひとつの方法を認めている。ここにいう「投票」とはもちろん「国民投票」のことであるが、「国会の定める選挙」とは同時にかかる「国民投票」を行うべき選挙であるから、それは、「特別の国民投票」に代替しうるような選挙、すなわち全国的規模で行われる衆議院議員総選挙か参議院議員の通常選挙に限られる。(因みに、最高裁判所裁判官の国民審査は、衆議院議員総選挙の際行われることになっているが〔79条2項〕、憲法改正の場合の「国民投票」が行われる選挙は、衆議院議員総選挙に限られない)。

いかなる場合に「特別の国民投票」により、いかなる場合に「国会の定める選挙の際行なはれる投票」によるかは、法律で一般的に定めることもできるし、「発議」の際国会のその都度の決定に委ねるという行き方をとることもできよう。」(『注釈日本国憲法』下巻 樋口陽一 = 佐藤幸治 = 中村睦男 = 浦部法穂共著 青林書院 昭和 63 年 p 1466-1467 抜粋部分は佐藤が担当)

「本条は、憲法改正に関する国民投票として、その目的のために特に行われる国民投票と、国会議員の選挙の際に同時に行われる国民投票との二つの場合をみとめた。前者または後者の一方のみに限ることは、実際上不便だと考えられるからであろう。

どういう場合に前者の手続により、どういう場合に後者の手続によるかは、法律で一般的に定めるのをおそらく妥当としようが、発議の際、国会がそのつど、いずれの手続によるべきかを定めることも許されよう。」

「「国会の定める選挙」とは、国会が指定する選挙をいう。

国民投票を同時に行うべき選挙であるから、それは、全国的規模で行われる選挙 - 具体的には、衆議院議員の総選挙および参議院議員の通常選挙 - にかぎられる。

国会の指定は、国会が憲法改正案の発議を行う際、具体的に行うべきであろうが、この点に関する準則を法律で規定することは、もちろん許されるし、また実際にはそうすることが妥当であろう。」

「選挙の際行はれる投票」とは、国会の指定する選挙と同時に行われる投票の意である。

ここに「投票」とは、もちろん「国民投票」をいう。

この「投票」は、国会議員の選挙と同時に行われるが、しかし、どこまでもその選挙とは別な手続である。衆議院議員の総選挙の際に、それと同時に、最高裁判所の裁判官の国民審査が行われることがあるが(79条)、総選挙と国民審査とはまったく別な手続であるのと同じことである。」(『全訂日本国憲法』宮沢俊義著 芦部信喜補訂 日本評論社 1981年 p794-795)

参 考 地方自治特別法の制定手続

有権者の直接投票(住民投票)により法律の成立を確定するものとして、憲法95条及び地方自治法261条に基づく地方自治特別法がある。過去、広島平和記念都市建設法(S24年・法律第219号)等、15件が制定されている。

【地方自治特別法の制定手続に関する憲法及び地方自治法の規定】

日本国憲法

第95条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することはできない。

地方自治法

第261条 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会又は参議院の緊急集会において議決されたときは、最後に議決した議院の議長(衆議院の議決が国会の議決となつた場合には衆議院議長とし、参議院の緊急集会において議決した場合には参議院議長とする。)は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

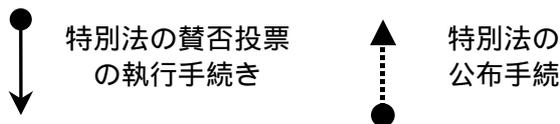
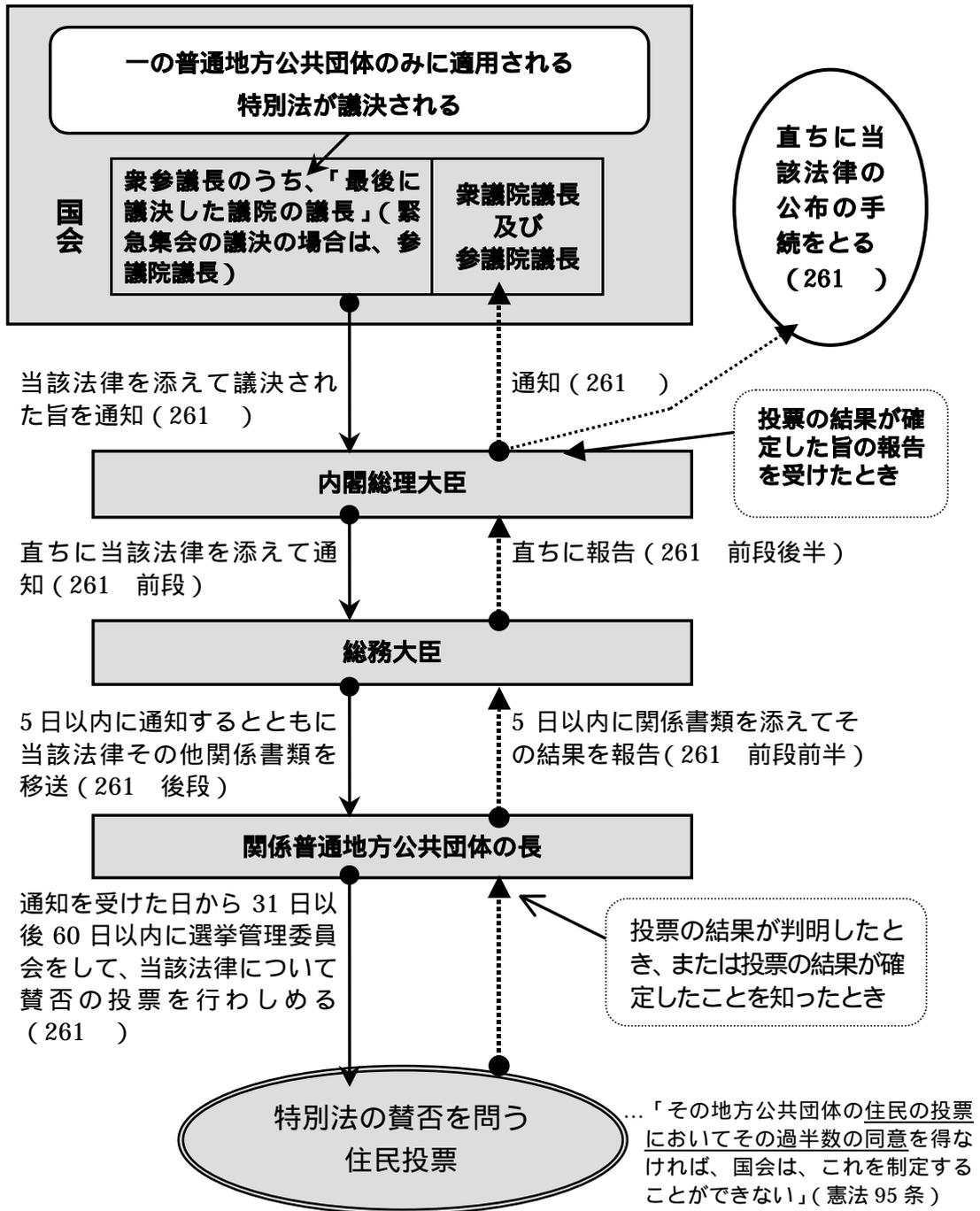
前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律を添えてその旨を総務大臣に通知し、総務大臣は、その通知を受けた日から五日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他関係書類を移送しなければならない。

前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から三十一日以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わしめなければならない。

前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から五日以内に関係書類を添えてその結果を総務大臣に報告し、総務大臣は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。

前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。

図説 地方自治特別法の制定手続（地方自治法第 261 条）



F 国民投票の「過半数」の意味（有権者数 or 投票総数 or 有効投票数）

「過半数」の意味については、理論上、以下の～の説が考えられるが、このうち、については、「棄権するのも投票に行つて否を投ずるのも全く一緒になって不合理である」などの理由でとり得ないとされるのが一般的である。

有権者の過半数とする説

とり得ないとされるのが一般的である。

投票総数の過半数とする説

- ・「過半数」を「有権者の過半数」と解すると棄権者と無効投票を反対と数えることになり、また、「投票総数の過半数」と解すると無効投票を反対と数えることとなってしまう。
- ・しかし、「有効投票の過半数」と解すると、ごく少数の賛成によって憲法改正が決定されることとなることから、積極的な賛成が投票総数の過半数を占めることを要請する「投票総数の過半数」と解すべきである。

<この立場に立つ学説>

「... 「有権者の過半数」か 「投票総数の過半数」か 「有効投票」の過半数かが問題となる。は棄権者と無効投票を、は無効投票を、反対と数えることになり、不合理であるから、を意味するとする見解が支配的である。棄権が憲法上投票者に認められている選択の一つであるところからしても、には問題がある。しかし、によると、棄権・無効が相当数を占める場合には、ごく少数の賛成によって憲法改正が決定される。憲法改正の重要性からみて、また96条に具体化されている憲法改正に慎重な憲法の態度からみて、がつまり積極的な賛成が投票総数の過半数を占めることが要請されていると解すべきであろう。」
（『憲法 統治の機構』杉原泰雄 有斐閣 1989年 p514）

有効投票総数の過半数とする説

- ・「過半数」を「有権者の過半数」と解すると、棄権者はすべて原案に反対したものとみなされてしまう。また、「投票総数の過半数」と解すると、書き損ないその他の理由による無効投票はすべて反対投票とみなされてしまう。
- ・結局、「有効投票数の過半数」と解すべきである。

<この立場に立つ学説>

「...（過半数）の意味については、次の諸説が可能である。
（イ）〔有権者総数の過半数説〕
（ロ）〔投票者総数の過半数説〕
（ハ）〔有効投票数の過半数説〕
以上のうち、（イ）説によれば、棄権者はすべて原案に反対したものとみなさ

れる結果になる。棄権者を一様に反対者として取り扱うのは、妥当ではない。
(口)説によれば、書きそこないその他の理由による無効投票はすべて反対投票とみなされる結果になる。無効投票を投じた者を一様に反対者としてしてしまうのは妥当ではない。

結局、(ハ)説を妥当とする。この点の詳細は、法律で定められるべきではあるが、その場合は、(ハ)説の線にそって規定されるべきである。」(『全訂日本国憲法』宮沢俊義著 芦部信喜補訂 日本評論社 1981年 p795)

なお、このほかに、上記 投票総数の過半数説か 有効投票の過半数説かは、「書きそこないその他の理由による無効投票をすべて反対投票に数えるのを不合理とみるか、憲法改正の重要性に鑑み積極的ないし有効に賛成の意思表示をしたもののみを重視するか、の違いであるが、いずれをとるかは国会が決定することができる」と解する余地がある」とする説もある。(『注釈日本国憲法』下巻 樋口陽一 = 佐藤幸治 = 中村睦男 = 浦部法穂共著 青林書院 昭和 63年 p1468 抜粋部分は佐藤が担当)

G 公布の形式

(1)「国民の名で」

7条の「国民のために」と同義と解する説

- ・7条の「国民のために」と同義である。

<この立場に立つ学説>

「「国民の名で」とは、憲法改正が主権の存する国民の意志によって成立したとする趣旨を示す。

憲法第7条には、天皇は、「国民のために」憲法改正を公布する、とあるが、それはここに「国民の名で」公布する、というのと、まったく同じ意味に解している。」(『全訂日本国憲法』宮沢俊義著 芦部信喜補訂 日本評論社 1981年 p796)

7条の「国民のために」とは同義ではないと解する説

- ・7条の「国民のために」とは異なり、憲法改正権者たる国民が憲法を改正したということを、公布の際に上諭に明確に記載することを要求するものと解すべきである。

<この立場に立つ学説>

「...これは第7条の「国民のために」というのは異なり、国民が憲法を改正したということを、公布の際の上諭に明確に記載することを要求するものであると解される。通説はこれを「国民のため」と同じ意味に解しているが、それではこの規定の意味が失われてしまう。具体的にいえば、憲法改正の上諭は「日本国民

の名において、憲法改正を、ここに公布する」ないしは「日本国民の総意に基づいて成立した日本国憲法を、ここに公布する」というように書かれなければならない。」(『註解日本国憲法』下巻(2) 法学協会編 有斐閣 昭和 28 年 p1450)

「...「国民の名で」とは、憲法改正が主権の存する国民の意思によるものであることを明らかにする趣旨である。7 条は、天皇は「国民のために」憲法改正を公布すると定めるが、それは本条に「国民の名で」公布するというのと「まったく同じ意味」と解する立場と、両者は「少しおもむきを異にし」、本条は「憲法改正権者である国民の意志による改正であることを端的に示す意味をもち、公布文にも『国民の名で』という文句を明記することが要求されている」と解する立場とがあるが、本条が特に「国民の名で」といっているのは後者の趣旨を明らかにするものであろう。」(『注釈日本国憲法』下巻 樋口陽一 = 佐藤幸治 = 中村睦男 = 浦部法穂共著 青林書院 昭和 63 年 p1469 抜粋部分は佐藤が担当)

(2)「この憲法と一体を成すものとして」

- ・憲法改正がこの憲法と同じ形式的効力を有する国法形式であるとして、というほどの意味である。

<学 説>

「「この憲法と一体を成すものとして」とは、形式的にこの憲法の一部として、の意で、つまり、憲法改正がこの憲法と同じ形式的効力を有する国法形式であるとして、というほどの意味である。

憲法改正の体制いかん - 全面改正・一部改正または増補 - は、この点に関係がない。「この憲法と一体を成すものとして」という言葉は、主として、憲法改正が本文の変更という体裁をとらず、もっぱら増補という体裁で行われる場合 - アメリカ流に - を予想するようにおもわれるが、そう解すべき根拠はない。」(『全訂日本国憲法』宮沢俊義著 芦部信喜補訂 日本評論社 1981 年 p796)

「...「憲法と一体を成すものとして」とは、通常、「憲法改正が子の憲法(日本国憲法)と同じ形式的効力を有する国法形式であるとして、というほどの意味」で、「憲法改正の体裁いかん - 全面改正・一部改正または増補 - は、この点に関係がない」と説かれ、「実は、あたりまえのことをいっているにすぎない」とか「とくに深い意味はない」とかいわれる。...おそらくこの規定は、アメリカ合衆国憲法流の増補形式を予想し、その場合でも、その増補がもとの憲法と一体をなし、全体としては憲法の一部としてそれと同じ形式的効力をもつべきことを明らかにしたものと解せられる。その意味で、憲法は合衆国憲法流の「狭義の増補」形式を排除するものとはいえないが、改正規定は日本国憲法という一体としての憲法典のなかに組み入れられ、変更形式を明確にする趣旨のものとして解せられ、そのことと関係して「全部改正」は日本国憲法として予想していないとみるべき余地があろう。」(『注釈日本国憲法』下巻 樋口陽一 = 佐藤幸治 = 中村睦男 = 浦部法穂共著 青林書院 昭和 63 年 p1469-1470 抜粋部分は佐藤が担当)

(3)「直ちに」公布する

- ・ 事情の許すかぎり速やかにという意味である。

<学 説>

「直ちに」とは、事情の許すかぎり速やかに、の意である。」(『全訂日本国憲法』
宮沢俊義著 芦部信喜補訂 日本評論社 1981年 p796)

「...「直ちに」とは、事情の許す限り速やかにという意味であって、法律で公布の期間を限定することも考えられる。国会法は、法律の公布について、奏上の日から30日以内と定めているが(66条) 憲法改正の公布については法律の場合よりも短期間にするというのが憲法の趣旨であろう。」(『注釈日本国憲法』下巻
樋口陽一 = 佐藤幸治 = 中村睦男 = 浦部法穂共著 青林書院 昭和63年 p1470 抜粋部分は佐藤が担当)

(附) 憲法改正のための国民投票制度等の策定の動き

周知のとおり、昭和 22 年（1947 年）に現行憲法が制定されて以来、これまで、憲法改正は一度もなされておらず、96 条の規定により改正手続に不可欠な一部分とされている国民投票制度を実施するための法律等も未整備のままである。現在、憲法調査推進議員連盟において憲法改正に係る国民投票制度や議事手続を定めるための法案策定へ向けた動きが見られるが、これまでも、幾度かにわたって憲法改正に係る国民投票制度等の策定の動きが見られ、そのうちのいくつかについては、要綱や法案等の具体的な内容を当時の報道等の資料から探ることができる。

(1) 自治庁による憲法改正国民投票法案の策定作業

まず、昭和 27 年～28 年にかけて、当時の自治庁において、国民投票法案の策定が試みられたようである。『選挙時報（昭和 28 年 1 月号）』には昭和 27 年 12 月 2 日に選挙制度調査会によって吉田内閣に提出された「日本国憲法の改正に関する国民投票制度要綱」が、昭和 28 年 2 月 9 日付毎日新聞夕刊には関連する記事が、それぞれ掲載されている。また、同 2 月 13 日付朝日新聞夕刊においては、法案の閣議決定が見送られたことが報道されている。

(2) 衆議院事務局による憲法改正案を審議する際の議事手続についての策定作業

次に挙げられるのは、昭和 29 年に衆議院議院運営委員会における意見を中心として衆議院事務局においてまとめられたとされる国会法改正案である。当時の朝日新聞の記事によれば、同改正案には憲法改正に関する議事手続規定として憲法改正案の提出要件等が定められていたようである。

(3) 自由党による憲法改正国民投票法案の策定作業

さらに、平成 11 年には、自由党（当時）により、詳細な憲法改正手続等が定められた「憲法改正国民投票法案」がまとめられ、当時の与党（自民・自由・公明）あるいは自由党単独による国会提出が模索された（平成 12 年 1 月 9 日付読売新聞参照）とされている。

以下の比較表は、上に挙げた諸案及び憲法調査推進議員連盟において策定中の国会法改正案・国民投票法案を、新聞記事や憲法調査推進議員連盟等から当事務局が入手した資料を基に、国会法改正案と国民投票制度を定める法律案とに分けて作成したものである。

国会法改正についての衆議院事務局案（昭和 29 年）

自由党案（平成 11 年）及び憲法調査推進議員連盟案（平成 13 年）の比較

（この比較表は、衆議院事務局案については昭和 29 年 1 月 3 日付朝日新聞、自由党案及び憲法調査推進議連案については憲法議連資料を、それぞれ参考にして作成したものである。）

	衆議院事務局案	自由党案	憲法議連案
1 原案の提出			
提出要件	いずれかの議院の総議員の3分の1以上の議員が連名で発議。	衆議院では100人以上、参議院では50人以上の賛成。	同左。
内閣の提出権の有無	内閣の提出権は認めない。	内閣の提出権の有無には触れていない。	同左。
2 委員会における慎重審査			
公聴会の開催	規定はない。（開催するかどうかは委員会の判断による。）	必ず開かなければいけない。	同左。
委員会の審査省略	他の議案と異なり、委員会の審査省略は認めない。	同左。	同左。
委員会による議案の廃案	規定はない。（委員会による廃案も可能か？）	他の議案と異なり、委員会による議案の廃案は認めない。	同左。
中間報告	規定はない。（中間報告も可能か？）	他の議案と異なり、中間報告は認めない。	同左。
3 両院協議会	両院の意思が異なる場合は、両院協議会を開くことができる。	同左。	同左。
4 国民に対する提案	国会において最後の可決があったときに、国民に提案されたものとする。（特段の行為は必要ない。）	同左。	同左。

日本国憲法改正国民投票法についての自治庁案（昭和 28 年）

自由党案（平成 11 年）及び憲法調査推進議員連盟案（平成 13 年）の比較

（この比較表は、自治庁案については『憲法資料集』（阿部照哉ほか編 高陽堂 昭和 41 年）及び昭和 28 年 2 月 9 日付毎日新聞、自由党案及び憲法調査推進議員連盟案については憲法議連資料を、それぞれ参考にして作成したものである。）

	自治庁案	自由党案	憲法議連案
1 投票			
投票権者	衆議院議員の選挙権を有する者。	国政選挙の選挙権を有する者。	<ul style="list-style-type: none"> ・国政選挙の選挙権を有する者。 ・軽微な選挙違反により公民権を停止されている者。
名簿	公職選挙法の選挙人名簿。	同左。	国民投票の投票人名簿。（同一市町村内 3 ヶ月居住要件はない。）
投票期日	改正が提案された日から 35 日以後 90 日以内において内閣の定める期日又は当該期間内に行われる国政選挙のうち国会の議決で定めるいずれかの選挙の期日。	国会が発議した日から 60 日以後 90 日以内において内閣が定める期日。ただし、国政選挙の期日その他の特定の期日を行う旨の 国会の議決がある場合には、当該期日。	同左。
投票の方式	投票用紙の記載欄に、賛成するときは、反対するときは×を記載する。	同左。	同左。
2 「承認」の効果が生じる要件	中央選挙管理会は、賛成の数が有効投票総数の 2 分の 1 を超える旨又は超えない旨を内閣に報告するとの規定があるが、「第 6 章 国民投票の効果」は未定となっている。	賛成の数が 有効投票総数の 2 分の 1 を超える場合。	同左。

	自治庁案	自由党案	憲法議連案
3 訴訟			
無効訴訟の出訴期間	最終要綱では、投票結果の告示の日から 20 日以内とされたが、法案では未定となっている。	投票結果の告示の日から 30 日以内。	同左。
出訴先	最終要綱では、最高裁判所とされ、裁判期間を 100 日間に限定したが、法案では未定となっている。	東京高等裁判所。	同左。
訴訟の提起が投票の効果に与える影響	最終要綱では、訴訟結果が確定するまでは、国民投票の効果はまだ確定しないものとして扱うこととされた(投票結果判明から遅くとも 120 日を経過すれば効果が確定する。)が、法案では未定となっている。	<u>公職選挙法に準じ、訴訟が提起されても、その判決が確定するまでは、投票の効果に影響を及ぼさない。</u>	同左。
4 周知	改正案、投票期日等の説明の掲示。 投票用紙の見本の配付。	改正案、投票用紙の見本等を掲載した 国民投票公報の発行 。	同左。
5 投票運動の規制	公務員、教育者、未成年者、外国人等による運動の禁止。	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員、教育者、未成年者、外国人等による運動の禁止。 ・マスコミによる虚偽報道等の禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員、教育者、外国人等による運動の禁止。(未成年者使用の規制は設けていない。) ・この法律の国民投票に関する罪を犯した者及び公職選挙法上公民権を停止されている者の運動禁止。 ・予想投票の公表の禁止 ・マスコミによる虚偽報道等の禁止。

2 人権の根本規範性 自然権思想の実定化

近代憲法は、本来、「人間は生れながらにして自由であり、平等である」という自然権の思想を、国民に「憲法を作る力(制憲権)」が存するという考え方に基づいて、成文化した法である。

この人権(自由の原理)と1にふれた国民主権(民主の原理)とが、ともに「個人の尊厳」の原理に支えられ不可分に結び合って共存の関係にあるのが、近代憲法の本質であり理念である。したがって、憲法改正権は、このような憲法の中の「根本規範」とも言うべき人権宣言の基本原則を改変することは、許されない。もっとも、基本原則が維持されるかぎり、個々の人権規定に補正を施すなど改正を加えることは、当然に認められる。(『憲法 第三版』芦部信喜 366頁)

3 改正の限界の内容

日本国憲法には、明示的に改正の限界について規定する条文は存在しない。しかしながら、通常、以下の諸点について改正の限界が指摘されている。

ア 前文の趣旨

限界説を採れば、日本国憲法前文が人権と国民主権を「人類普遍の原理」であるとし、「これに反する一切の憲法……を排除する」と宣言しているのは、ただ政治的希望を表明したのではなく、改正権に法的な限界があることを確認したものと解されることになる。つまり、改正禁止条項は、その内容が改正権の理論上の限界(憲法の根本規範と言われる人権尊重と国民主権の原理)と一致する場合には、改正の限界を明示することによって、改正権に対して注意をうながすという確認的意味をもつのである。ドイツ連邦共和国基本法が、人権保障と国民主権のような「基本原則に影響を及ぼす」改正を禁止し(79条3項)、フランス第五共和制憲法が「共和政体は改正の対象とすることはできない」と定めているのも(89条5項)、その趣旨である。(『憲法学 憲法総論』芦部信喜 77頁)

【改正の限界についての明示的な条項を有する諸外国の憲法の例】

ドイツ連邦共和国基本法

第79条(基本法の変更)

(1)及び(2) 略

(3) この基本法の変更によって連邦の諸ラントへの編成、立法に際しての諸ラントの原則的協力、または、第1条〔人間の尊厳〕および第20条〔連邦国家、権力分立、社会的法治国家、抵抗権〕にうたわれている基本原則に触れることは、許されない。

フランス第五共和国憲法

第89条(憲法改正)

~ 略

共和政体は、これを改正の対象とすることはできない。

イタリア共和国憲法
第139条（憲法改正の限界）
共和政体は憲法改正の対象となることができない。

イ 平和主義

国内の民主主義（人権と国民主権）と国際平和の原理は、不可分に結び合って近代公法の進化を支配してきたと解されるので、平和主義の原理もまた改正権の範囲外にあると考えなくてはならない。ただし、平和主義と軍隊の存在とは必ずしも矛盾するわけではないので、憲法9条2項の戦力放棄の条項は理論的には改正可能とみるべきである。（『憲法学 憲法総論』芦部信喜 78頁）

【平和主義条項に関する憲法制定時の考え方】

平和主義条項についての改正の可否に関しては、第90回帝国議会・衆議院帝国憲法改正案委員小委員会における金森徳次郎国務大臣の以下の発言が知られている。

金森国務大臣 是ハ非常ニ「デリケート」ナ問題デアリマシテ、サウ軽々シク言ヘナイコトデアリマスケレドモ、第一項ハ「永久にこれを抛棄する」ト云フ言葉ヲ用ヒマシテ可ナリ強ク出テ居リマス、併シ第二項ノ方ハ永久ト云フ言葉ヲ使ヒマセヌデ、是ハ私自身ノ肚勘定ダケカモ知レマセヌガ、将来国際連合等トノ関係ニ於キマシテ、第二項ノ戦力保持ナドト云フコトニ付キマシテハ色々考フベキ点ガ残ツテ居ルノデハナイカ、斯ウ云フ氣ガ致シマシテ、ソコデ建前ヲ第一項ト第二項ニシテ、非常ニ永久性ノハツキリシテ居ル所ヲ第一項ニ持ツテ行ツタ、斯ウ云フ考ヘ方ニナツテ居リマス...

（昭和21年7月30日）

ウ 憲法改正手続

96条の定める憲法改正国民投票制は、国民の制憲権の思想を端的に具体化したものであるから、これを廃止すること（そして、それに代わって総議員の3分の2の多数決だけで改正が成立する制度に改めること）は、いわば改正権による制憲権の篡奪ないし改正権の自己否定（自殺行為）であり、国民主権の原理を根底からゆるがす意味をもち、改正権の対象とすることは理論上できない、と解される。もっとも、国民代表制の代わりに憲法改正を行うための特別の憲法会議（convention）の制度に改めることは、理論上は可能と考えてよいであろう。ただ、問題は、国民意思と代表者意思との一致を確保することが、事実上きわめて困難であることにある。（『憲法学 憲法総論』芦部信喜 78頁）

【憲法調査会における発言から】

この問題については、第150回国会・平成12年11月9日に衆議院憲法調査会に参考人として出席した小林武南山大学教授からも、以下の発言があった。

小林参考人 ...憲法は、主権者である国民の作品でございます。九十六条が、憲法改正の発議権を内閣には付与せず、国民代表議会に限定いたしまして、その採択は国民みず

からが行うことを定めているのも、単なる手続ではなくて、国民が憲法をつくるというその原理を表明したものにほかなりません。

…（憲法改正について最近説かれていることで、気がかりに思うことの一つは、）九十六条の定める憲法改正手続の軟性を説く議論であります。その一例は、国民投票を削除し、国会の発案要件も三分の二を単純多数決にすべしとする（意見であるが）これはそれほど単純なものではありません。とりわけ国民投票を除くことは、国民主権の原則と抵触いたしますから、憲法改正の限界に当たるものとして、改正対象になり得ないとするのが憲法学の通説であります。

エ 全部改正

憲法の「改正」は元の憲法典の存続を前提としているので、憲法典自体に「全部改正」を認める規定が存在しないかぎり、新しい憲法典にとって代える改正を行うことはできない、という説もある。しかし、「憲法は個別的规定の総体にすぎぬもので、全部はその部分と異なる性質のものではなく、全部を変更する権力は部分を変更する権力と当然に異なる権力であるとはいえない」と考えられるので、全部改正を憲法改正の限界を破るものとして、日本国憲法の下で不可能と説くのは、妥当ではなかろう。96条の「この憲法と一体をなすものとして」とは、日本国憲法の基本原理を継承する憲法として、という、実質的な意味に解すべきだと考えられるからである。全部改正を禁止していると解しても、2回以上に分けて改正を行えば、全面改正も可能となる。（『憲法学 憲法総論』芦部信喜 78頁）

憲法の変遷

憲法の保障にとってきわめて重要な問題は、憲法規範は改正されないのに、その本来の意味が国家権力による運用によって変化することである。

もっとも、憲法も変転する社会の動態の下で「生ける法」であるから、憲法規範の本来の意味に変化が起こり、その趣旨・目的を拡充させるような憲法現実が存在すること、これは当然の現象で、とくに問題とする必要はない。問題は、規範に真正面から反するような現実が生起し、それが、一定の段階に達したとき、規範を改正したのと同じような法的効果を生ずると解することができるかどうか、そういう意味の「憲法の変遷」が認められるか、ということである。

これについては、一定の要件（継続・反復および国民の同意等）が充たされた場合には、違憲の憲法現実が法的性格を帯び、憲法規範を改廃する効力をもつと解する説と、違憲の憲法現実は、あくまでも事実にはすぎず、法的性格をもちえないと解する説とが、きびしく対立している。基本的には

説の立場をとりながら、政治的なルール（これをイギリス法にならって憲法の習律〔convention〕と言ってもよい）として国家機関（議会・内閣）を拘束する一種の弱い法的性格をもつことを認める考え方もある。

およそ、法が法としての効力をもつには、国民を拘束し、国民に遵守を要求する「拘束性」の要素と、現実に守られていなければならないとする「実効性」の要素が必要である。憲法変遷を肯定する説のうち問題であるのは、実効性が失われた憲法規範はもはや法とは言えない、という立場をとるものである。しかし、いかなる段階で実効性が消滅したと解することができるのか、その時点を適切に捉えることは容易ではない。また、実効性が大きく傷つけられ、現実に遵守されていなくとも、法として拘束性の要素は消滅しないと解することは可能であり、将来、国民の意識の変化によって、仮死の状態にあった憲法規定が息を吹きかえすことはありうる。説の理論を安易に肯定することはできない。（『憲法 第三版』芦部信喜 368頁）

参考資料

- ・『註解日本国憲法 下巻(2)』 法学協会 / 有斐閣 1953 年
- ・『全訂日本国憲法』 宮沢俊義 (芦部信喜補訂) / 日本評論社 1978 年
- ・『憲法 (下) [新版]』 佐藤功 / 有斐閣 1984 年
- ・『注釈日本国憲法 下巻』 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂 / 青林書院 1988 年
- ・『憲法 統治の機構』 杉原泰雄 / 有斐閣 1989 年
- ・『憲法学 憲法総論』 芦部信喜 / 有斐閣 1992 年
- ・『憲法 [第 3 版]』 佐藤幸治 / 青林書院 1995 年
- ・『憲法 』 樋口陽一 / 青林書院 1998 年
- ・『解説世界憲法集 [第 4 版]』 樋口陽一・吉田善明 / 三省堂 2001 年
- ・『憲法 [第 2 版]』 長谷部恭男 / 新世社 2001 年
- ・『憲法 [第 3 版]』 芦部信喜 (高橋和之補訂) / 岩波書店 2002 年

《国立国会図書館作成資料》

憲法改正手続の類型

諸外国の憲法改正回数

憲法改正手続の類型

◎通常の法律の成立要件に比較して加重された要件が課されるのが一般的

→例外：イギリス、イスラエル、ニュージーランド、[タイ]

通常の法律の成立要件と同一（軟性憲法）

◎加重された要件の4類型

- (1) 議会議決の加重された要件
- (2) 国民投票
- (3) 特別の憲法会議
- (4) 連邦を構成する支邦による承認

◎各類型の詳細と該当する国の例

〔凡例〕

- ・単に「議決」というときは、通常の立法府による議決を意味し、特記のない限り過半数の議決を意味する。
- ・括弧書き等が付されていないものは、その他に要件が存在しない場合か、あるいは過半数による議決を前提としている場合である。
- ・¹は一院制の国を意味する。
- ・「一定事項」の改正とは、基本原則などの重要事項の改正の場合、「一部改正」とは全部改正（新憲法制定）以外の場合を意味する。

(1) 議会議決の加重された要件

(a) 表決数が加重される型

5分の3 チェコ

チリ（一定事項：3分の2）

ブラジル（2回）

スロバキア¹（一定事項：+必要的国民投票）

スペイン（+必要的国民投票、一定事項：3分の2+選挙後の議会での再議決+必要的国民投票）

トルコ¹（2回）（大統領による差し戻しがあった場合には、+3分の2の再議決+任意的国民投票、3分の2未満の場合で大統領による差し戻

しなかったときは、+必要的国民投票)

両院合同会議

フランス(2回目、政府提案のみ) → 他に必要的国民投票による方式も
あり

全部改正

ロシア(+憲法会議)

一部改正

ニカラグア¹(2回)

ケニア¹

65%

3分の2

ドイツ、ポルトガル¹、中国¹、コスタリカ¹、マレーシア、ラオス、パキ
スタン、ネパール、クエート¹、モナコ¹

ウクライナ¹(2回目)

ハイチ(2回、2回目は両院合同会議)

ベルギー(2回目)

アイスランド¹(2回目)

フィンランド¹(2回目)

オランダ(2回目)

ベラルーシ(2回+任意的国民投票)

ベルー¹(2回) → 他に必要的国民投票による方式もあり

ルーマニア(+必要的国民投票、両院合同会議の場合は4分の3+必要的
国民投票)

韓国¹(+必要的国民投票)

ポーランド(一定事項:+必要的国民投票)

バングラディシュ¹(一定事項:+必要的国民投票)

シンガポール¹(一定事項:+必要的国民投票)

スリランカ¹(一定事項:+必要的国民投票)

モザンビーク¹(一定事項:+必要的国民投票)

スーダン¹(一定事項:+必要的国民投票)

モロッコ(議員提案のみ)(+必要的国民投票) → 国王提案に場合には、
直接国民投票

オーストリア(全部改正:+必要的国民投票、一部改正:+任意的国民
投票)

アルバニア¹(+任意的国民投票)

コスタリカ¹(2回)(全部改正:+憲法会議)

メキシコ(+支邦による承認)

アメリカ合衆国(+支邦による承認) → 他に憲法会議による方式もあ

り

インド（＋一定事項：支邦による承認）

一部改正

ロシア（下院）（＋上院の4分の3＋支邦による承認）

両院合同会議

エチオピア（＋支邦による承認、一部の規定については下院のみ3分の2）

全部改正

ニカラグア（＋憲法会議）

一定事項

チリ

南アフリカ（＋支邦による承認）

4分の3 シリア¹

ブルガリア¹ → 全部改正の場合は憲法会議

モンゴル¹（＋任意的国民投票）

台湾¹（＋憲法会議）

ブルガリア¹（3分の2以上4分の3未満の場合には、再議決の3分の2）

フィリピン（＋必要的国民投票） → 他に国民発案又は憲法会議＋必要的国民投票による方式もあり

一部改正

ロシア（上院）（＋下院の3分の2＋支邦による承認）

一定事項

南アフリカ（＋支邦による承認）

(b) 再度の議決が要求される型

① 同一構成の議会による再議決

(イ) 一定期間再議決を据え置く型

ブラジル 2回とも5分の3

イタリア（＋2回目が3分の2未満の場合は、任意的国民投票）

ベラルーシ 2回とも3分の2（＋任意的国民投票）

パナマ（＋必要的国民投票） → 他に選挙後の議会による再議決による方式もあり

ベルー¹ 2回とも3分の2 → 他に必要的国民投票による方式もあり

トルコ¹ 2回とも5分の3（大統領による差し戻しがあった場合には、＋3分の2の再議決＋任意的国民投票、3分の2未満の場合で大統領による差し戻しがなかったときは、＋必要的国民投票）

エクアドル¹ 2回目は3分の2 → 他に必要的国民投票による方式もあり

(ロ) 次の会期で再議決を行う型

ウクライナ¹ (一定事項：+ 必要的国民投票)

コロンビア (憲法会議の招集を求める任意的国民投票 + 憲法会議 or + 任意的国民投票)

一部改正

ニカラグア¹ 2 回とも 60%

コスタリカ¹ 2 回とも 3 分の 2

② 異なる構成の議会による再議決

(イ) 両院合同会議による再議決

ハイチ 3 分の 2

フランス 5 分の 3 (政府提案のみ) → 他に必要的国民投票による方式もあり

(ロ) 選挙後の議会による再議決

(X) 改正案等の可決により議会在解散され、選挙となる場合

ベルギー¹、アイスランド¹、フィンランド¹、オランダ (いずれも、選挙後の議会の議決要件は 3 分の 2 の多数)

デンマーク¹ (+ 必要的国民投票)

パナマ¹ (+ 必要的国民投票)

一定事項の改正

スペイン (2 回とも 3 分の 2 + 必要的国民投票)

(Y) 次の選挙まで改正手続を停止する場合

ノルエー 選挙後の議会の議決要件は 3 分の 2 の多数

スエーデン¹ (+ 任意的国民投票)

[デラウエア¹ 2 回とも 3 分の 2]

(2) 国民投票

(a) 必要 (義務) 的国民投票制

① 憲法改正についてすべて国民投票を要するもの

アイルランド

フランス → 政府提案の場合は、他に両院合同会議による再議決の方式もあり

韓国¹ (+ 3 分の 2 の議決)

ルーマニア (+ 3 分の 2 の議決 or + 両院合同会議の 4 分の 3)

ペルー¹ → 他に 2 回の 3 分の 2 の議決による方式もあり

スペイン (+ 5 分の 3 の議決、一定事項：+ 3 分の 2 の議決 + 選挙後の議会での再議決)

フィリピン (+ 4 分の 3 の議決 or + 憲法会議 or + 国民発案)

スイス（+支邦による承認）→ 一部改正については議会の同意を要しない場合がある

② 一定の場合において国民投票を要するもの

(イ) 一部改正

パラグアイ

(ロ) 一定事項の改正

エクアドル¹ → 他に2回の議決による方式もあり

スロバキア¹（+5分の3の議決）

スリランカ¹（+3分の2の議決）

モザンビーク¹（+3分の2の議決）

スーダン¹（+3分の2の議決）

バンクラディシュ¹（+3分の2の議決）

シンガポール¹（国民投票の3分の2の多数の承認+3分の2の議決）

ウクライナ¹（+2回の議決、2回目は3分の2）

(b) 任意的国民投票制

スエーデン¹（+2回の議決）

チリ（+3分の2の議決）

アルバニア¹（+3分の2の議決）

モンゴル¹（+4分の3の議決）

イタリア（+2回の議決、2回目の議決が3分の2未満の場合のみ）

ベラルーシ（+2回の3分の2の議決）

コロンビア

一定事項：+2回の議決

政府又は国民の提案があった場合：+議会の議決

オーストラリア（+支邦による承認）〔*国民投票の実施は任意だが、実施されない場合、憲法改正は成立しない〕

全部改正

ロシア

(c) 必要的／任意的両制度の併用方式

アルジェリア

各院の議決→必要的

両院合同会議の議決→任意的

トルコ¹（+2回の5分の3の議決）

3分の2未満の場合（大統領による差し戻しがない場合）→必要的

3分の2以上の場合→任意的

オーストリア（+3分の2の議決）

全部改正→必要的

一部改正→任意的

モロッコ

議員提案（+3分の2の議決）→必要的

国王提案（議会を経由する必要なし）→任意的〔*憲法改正の提案＝国民投票の実施であるため、国民投票が実施されない場合には憲法改正自体もない〕

(3) 特別の憲法会議

(a) 憲法改正について憲法会議の設置を要請するもの

台湾¹（+4分の3の議決）

アメリカ合衆国（+3分の2の州議会の要請+支邦による承認）→他に3分の2の議決+支邦の承認による方式もあり

フィリピン（+3分の2の議決+必要的国民投票）→他に議会の4分の3の議決又は国民発案+必要的国民投票による方式もあり

コロンビア（2回の議決の後、任意的国民投票で設置の要請があった場合）→他に任意的国民投票による方式もあり

(b) 全部改正にだけ憲法会議の設置を要請するもの

ブルガリア¹（議会の議決を要しない） 憲法会議の議決要件は3分の2
ロシア（+5分の3の議決） 憲法会議の議決要件は3分の2

ニカラグア¹（+3分の2の議決）

コスタリカ¹（+2回の3分の2の議決）

パラグアイ（+3分の2の議決）

(4) 連邦を構成する支邦による承認

(a) 憲法改正について支邦の承認を要請するもの

カナダ 3分の2の州議会の承認（一定事項については、すべての州議会）

メキシコ（+3分の2の議決） 過半数の州議会の承認

インド（+3分の2の議決） 過半数の州議会の承認

エチオピア

一定事項：（+下院の3分の2の議決） すべての州議会の承認

その他の事項：（+両院合同会議の3分の2の議決） 3分の2の州議会の承認

スイス（+必要的国民投票） 州単位の国民投票における過半数の州の承認 → 一部改正については議会の同意を要しない場合がある

オーストラリア（+任意的国民投票） 州単位の国民投票における過半数の州の承認

アメリカ合衆国 (+3分の2の議決 or +3分の2の州議会の要請+憲法
会議) 4分の3の州議会の承認 or 4分の3の州の憲法会議の承認

(b) 一定事項の憲法改正について支邦の承認を要請するもの

南アフリカ (+3分の2の議決 or +75%の議決) 少なくとも6州議会の
同意

ロシア (+下院の3分の2+上院の4分の3) 3分の2の州議会の承認

諸外国の憲法改正回数

〔凡例〕

- ・ *を付した国については、同じ日に採択された改正であっても、別個の憲法改正法律、あるいは別個の国民投票で採択された場合には、複数回としてカウントした。
- ・ 亀甲括弧内の類型は、「憲法改正手続の類型」における分類による。
- ・ 参考として未公布と思われる憲法改正の情報を付記した。

アメリカ合衆国（1787年制定）〔類型(1)(a)、(3)(a)、(4)(a)〕

18回

ドイツ*（1949年制定）〔類型(1)(a)〕

51回

フランス*（1958年制定）〔類型(1)(a)、(1)(b)②(イ)、(2)(a)①〕

15回

（2003年3月17日の両院合同会議で憲法改正案が2件可決されている）

イタリア（1947年制定）〔類型(1)(b)①(イ)、(2)(b)〕

13回

（2003年2月20日に議会で憲法改正案が可決されている）

スイス*（1999年制定）〔類型(2)(a)①、(4)(a)〕

6回

（2003年2月9日に憲法改正案が国民投票で承認されている）

オーストラリア*（1900年制定）〔類型(2)(b)、(4)(a)〕

8回

ベルギー（1831年制定）〔類型(1)(a)、(1)(b)②(ロ)(X)〕

50回